

土地売却公告

安来市では、次の土地を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、一般競争入札（期間入札）により売り払いします。購入を希望される方は、次の事項を確認の上、ご参加ください。

令和6年2月15日

安来市長 田中 武夫

1. 売り払い物件（土地・建物）

物件番号	所在地	地目	公簿地積	予定価格
1	安来市広瀬町広瀬1837番1	宅地	638.70㎡	17,486,040円
	安来市広瀬町広瀬1844番1	宅地	156.12㎡	

備考：予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

2. 売り払いに係る条件

- （1）現状有姿のまま、売買代金完納と同時に引渡します。
- （2）売買代金は売買契約締結（落札者決定後7日以内）後60日以内に支払うものとします。
- （3）所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、市において行います。
登録手続きの手数料は不要ですが、所有権移転登記の際に必要な登録免許税については、落札者の負担となります。
建物については利活用する場合は、未登記のため落札者の負担で登記してください。
- （4）売り払い物件について、売買契約において次のとおり用途制限を行います。期間は売買契約の日から5年間とします。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
 - ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所、住宅またはこれらに類するものの用

途に供してはならないこと。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。

④その他、周辺環境に著しく悪影響を及ぼす用途に供してはならないこと。

⑤上記①から④までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付してはならないこと。

(5) 現状有姿による売買であり、契約締結後、数量の不足その他隠れた瑕疵などのあることが市により認められた時は、市は土地の引渡しの日より1年間に限り、民法第570条の瑕疵担保の責任を負う。

(6) 「入札物件の状況」は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地及び諸規制等の確認は入札参加者ご自身において行ってください。

3. 入札参加の条件

(1) 法人または個人

(2) 入札物件について入札参加者が1名の場合は入札を中止します。

4. 現地説明会

行いません。物件の現状を確認したい場合は、安来市立病院経営管理課（電話0854-32-2121）までお問い合わせください。

5. 入札参加申込

(1) 申込期間

令和6年 2月16日（金）午前10時00分から

令和6年 3月14日（木）午後3時00分まで（持参または郵送必着）

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ、予めにご準備いただく添付書類（各証明書等）を持参または郵送（必着）してください。電話、FAX及びインターネットを利用した申込はできません。

(3) 申込先 島根県安来市広瀬町1931 安来市立病院 経営管理課

(4) 申込に必要な書類

①申込書 ※安来市立病院経営管理課または安来市立病院ホームページから入手できません。

②申込、入札及び契約に使用する印鑑の印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内に交付されたもので写しは不可）

③本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（個人の場合）（提出日の3ヶ月以内に交付されたもので写しは不可）

④現在事項全部証明書（法人の場合）（提出日の3ヶ月以内に交付されたもので写しは不可）

⑤安来市税納税証明書（安来市に課税がある場合のみ）（提出日の3ヶ月以内に交付されたもので写しは不可）

⑥消費税及び地方消費税納税証明書（法人の場合）（提出日の3ヶ月以内に交付されたもので写しは不可）

⑦代表者選任届（共同買受けをする場合）

⑧委任状（法人で、本店でなく支店等で入札及び契約を希望する場合）

（5）注意事項

①入札に参加を希望される方は、必ず参加申込をしてください。

②共同買受けをする場合は、代表者の名前で入札参加申込を行ってください。また、添付書類は共同買受人すべての方について必要となります。

6. 入札

（1）期日 令和6年 3月21日（木）

（2）時間 午前10時00分

落札者への説明会 午前10時30分

（3）場所 安来市立病院 2階 中会議室

落札者説明会の会場は同じ場所です。

（4）注意事項

①入札回数は、1回とします。

②電話、FAX及びインターネットを利用した入札はできません。

③入札時刻に遅参された場合は失格とします。

7. 入札に参加できない者

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により、入札に参加することができないとされた者

（3）安来市税について未納の徴収金がある者

（4）消費税及び地方消費税について未納の税額がある者

（5）地方自治法第238条の3に該当する者

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、市から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

8. 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び安来市契約規則第10条の各号に該当する入札

9. 落札者の決定方法等

- (1) 開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。
- (2) 最高価格を入札された方が2名以上の場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定します。
- (3) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の8第2項の規定により、一度提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができませんので注意してください。
- (4) 売買契約は、落札者決定後7日以内に締結します。

10. 入札時に持参するもの

- (1) 印鑑（実印） ※申込時に提出した印鑑証明書のもの
- (2) 筆記用具（鉛筆は不可）
- (3) 入札書 ※安来市立病院経営管理課または安来市立病院ホームページから入手してください。
- (4) 代理人による入札の場合は、委任状とその代理人の印鑑

11. 入札保証金

- (1) 免除します。

12. 契約保証金

- (1) 保証金額 売買金額の100分の10以上
- (2) 納入方法 現金または銀行が振り出し若しくは支払保証をした小切手を契約締結前に納付または提供してください。
- (3) 注意事項 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

13. その他

- (1) 入札日に落札決定された方におかれましては、同日10時30分より落札者説明会を開催し今後の事務手続きについて説明します。

(2) ご不明な点は、安来市立病院経営管理課（電話0854-32-2121）までお問い合わせください。